

昭和二十二年法律第五十四号

昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 私的独占及び不当な取引制限(第二条の二―第七条の九)

第三章 事業者団体(第八条―第八条の三)
第四章 株式の保有、役員兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け(第九―第十八条)

第五章 不正な取引方法(第十八条の二―第二十条の七)
第六章 適用除外(第二十一条―第二十三条)
第七章 差止請求及び損害賠償(第二十四条―第二十六条)

第八章 公正取引委員会
第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第二十七条―第四十四条)
第二節 手続(第四十五条―第七十条の十)

第三節 雑則(第七十一条―第七十六条)
第九章 訴訟(第七十七条―第八十八条)
第十章 雑則(第八十九条の二)

第十一章 罰則(第八十九条―第一百条)
第十二章 犯則事件の調査等(第一百一条―第一百八条)

附則
第一章 総則
第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇

備及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。
第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。
一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む)である社団法人その他の社団
二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体
この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。
この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができている状態をいう。
一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること
この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
この法律において「独占的地位」とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動

の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。) (以下この項において「一定の商品」という。) 並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。) の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) 又は国内において供給された同種の役務の価額(当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。
一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率(当該一定の商品並びにこれとその他の商品において供給されたもの(輸出されたものを除く。) 又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。) のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその他の機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。) が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。
二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。
三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。
イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。
ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。
経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。
この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をする。
イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。
イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これに維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をする。
イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。) に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。
一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む)である社団法人その他の社団
二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体
この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。
この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができている状態をいう。
一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること
この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
この法律において「独占的地位」とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動

の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。) (以下この項において「一定の商品」という。) 並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。) の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) 又は国内において供給された同種の役務の価額(当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。) の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。
一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率(当該一定の商品並びにこれとその他の商品において供給されたもの(輸出されたものを除く。) 又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。) のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその他の機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。) が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。
二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。
三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。
イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。
ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。
経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。
この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をする。
イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。
イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これに維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をする。
イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。) に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

口 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
ロ 不当な対価をもって取引すること。
ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。
ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二章 私的独占及び不当な取引制限
第二条の二 この章において、「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

この章において「子会社等」とは、事業者の子会社（法人がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行

使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。以下この項及び次項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

あつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は役務を供給することについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務を供給したものをいう。

この章において「購入子会社等」とは、違反行為をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等の関係にあるものであつて、他の者から当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けることについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「事前通知」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替へて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が違反行為をした事業者に対してする通知をいう。

この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行として、事業活動を行った日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一号、第二号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行として事業活動がなくなる日までの期間をいう。

この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者

に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対して当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一号、第二号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二号、第三号若しくは第二項に規定する処分又は第二号、第三号の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該違反行為が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

第三章 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四条及び第五条 削除

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者
二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該行為をした事業者が法人である場合に
おいて、当該法人から分割により当該行為に
係る事業の全部又は一部を承継した法人
四 当該行為をした事業者から当該行為に係る
事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当
な取引制限に該当する事項を内容とする国際的
協定若しくは国際的契約であつて、商品若しく
は役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務
の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは
取引の相手方を実質的に制限することによりそ
の対価に影響することとなるものをしたとき
は、公正取引委員会は、第八章第二節に規定す
る手続に従ひ、当該事業者に対し、第一号から
第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗
じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相
当する額の課徴金を国庫に納付することを命じ
なければならない。ただし、その額が百万円未
満であるときは、その納付を命ずることができ
ない。

一 当該違反行為（商品又は役務を供給するこ
とに係るものに限る。以下この号において同
じ。）に係る一定の取引分野において当該事
業者及びその特定非違反供給予会社等が供給
した当該商品又は役務（当該事業者が当該特
定非違反供給予会社等が供給したもの及び当
該事業者又は当該特定非違反供給予会社等が
当該事業者の供給予会社等に供給したものを
除く。）並びに当該一定の取引分野において
当該事業者及び当該特定非違反供給予会社等
が当該事業者の供給予会社等に供給した当該
商品又は役務（当該供給予会社等（違反供給
予会社等又は特定非違反供給予会社等である
場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務
を供給するために当該事業者又は当該特定非
違反供給予会社等から供給を受けたものを除
く。）の政令で定める方法により算定した、
当該違反行為に係る実行期間における売上額
二 当該違反行為（商品又は役務の供給を受け
ることに係るものに限る。以下この号におい
て同じ。）に係る一定の取引分野において当
該事業者及びその特定非違反供給予会社等が
供給を受けた当該商品又は役務（当該事業者
から当該特定非違反供給予会社等が供給を受
けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反
供給予会社等が当該事業者の購入予会社等か
ら供給を受けたものを除く。）並びに当該一

定の取引分野において当該事業者及び当該特
定非違反供給予会社等が当該事業者の購入予
会社等から供給を受けた当該商品又は役務
（当該購入予会社等（違反供給予会社等又は
特定非違反供給予会社等である場合に限る。）
が他の者から供給を受けて当該事業者又は当
該特定非違反供給予会社等に供給したものを
除く。）の政令で定める方法により算定した、
当該違反行為に係る実行期間における購入額
三 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又
は一部の製造、販売、管理その他の当該商品
又は役務に密接に関連する業務として政令で
定めるものであつて、当該事業者及びその完
全子会社等（当該違反行為をしていないもの
に限る。次号において同じ。）が行つたもの
の対価の額に相当する額として政令で定める
方法により算定した額

四 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他
の者（当該事業者の供給予会社等並びに当該
違反行為をした他の事業者及びその供給予会
社等を除く。）に供給しないこと又は他の者
（当該事業者の購入予会社等並びに当該違反
行為をした他の事業者及びその購入予会社等
を除く。）から当該商品若しくは役務の供給
を受けないことに関し、手数料、報酬その他
名目のいかなるものを問はず、当該事業者及びその
完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利
益に相当する額として政令で定める方法によ
り算定した額

前項の場合において、当該事業者が次の各号
のいずれかに該当する者（その者の一又は二以
上の子会社等が当該各号のいずれにも該当しな
い場合を除く。）であるときは、同項中「百分
の十」とあるのは、「百分の四」とする。
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が三百人
以下、運輸業その他の業種（次号から第四号ま
でに掲げる業種及び第五号の政令で定める業
種を除く。）に属する事業を主たる事業とし
て営むもの
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人以
下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号
の政令で定める業種を除く。）に属する事業
を主たる事業として営むもの
三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下
の会社並びに常時使用する従業員の数が百人

以下の会社及び個人であつて、サービス業
（第五号の政令で定める業種を除く。）に属す
る事業を主たる事業として営むもの
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下
の会社並びに常時使用する従業員の数が五十
人以下の会社及び個人であつて、小売業（次
号の政令で定める業種を除く。）に属する事
業を主たる事業として営むもの
五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごと
に政令で定める金額以下の会社並びに常時使
用する従業員の数がその業種ごとに政令で定
める数以下の会社及び個人であつて、その政
令で定める業種に属する事業を主たる事業と
して営むもの
六 協業組合その他の特別の法律により協同し
て事業を行うことを主たる目的として設立さ
れた組合（組合の連合会を含む。）のうち、
政令で定めるところにより、前各号に定める
業種ごとに当該各号に定める規模に相当する
規模のもの

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場
合において、当該事業者が公正取引委員会又は
当該違反行為に係る事件について第四十七条第
二項の規定により指定された審査官その他の当
該事件の調査に関する事務に従事する職員によ
る当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎とな
るべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の
求めに応じなかつたときは、公正取引委員会
は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実
の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算
の基礎となるべき事実を把握することができな
い期間における第一項各号に掲げる額を、当該
事業者、その特定非違反供給予会社等若しくは
特定非違反供給予会社等又は当該違反行為に係
る商品若しくは役務を供給する他の事業者若し
しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の
事業者から入手した資料その他の資料を用い
て、公正取引委員会規則で定める合理的な方法
により推計して、課徴金の納付を命ずることが
できる。

第七条の三 前条第一項の規定により課徴金の納
付を命ずる場合において、当該事業者が次の各
号のいずれかに該当する者であるときは、同項
（同条第二項において読み替えて適用する場合
を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に
一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該
事業者が、第三項の規定の適用を受ける者であ
るときは、この限りでない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開
始日から遡り十年以内に、前条第一項又は第
七条の九第一項若しくは第二項の規定による
命令（当該命令が確定している場合に限る。）
、次条第七項若しくは第七條の七第三項の規
定による通知又は第六十三條第二項の規定に
よる決定（以下この項において「納付命令
等」という。）を受けたことがある者（当該
納付命令等の日以後において当該違反行為を
していた場合に限る。）
二 前号に該当する者を除き、当該違反行為に
係る事件についての調査開始日から遡り十年
以内に、その完全子会社が納付命令等（当該
納付命令等の日において当該事業者の完全子
会社である場合に限る。）を受けたことがある
者（当該納付命令等の日以後において当該
違反行為をしていた場合に限る。）
三 前二号に該当する者を除き、当該違反行為
に係る事件についての調査開始日から遡り十
年以内に納付命令等を受けたことがある他の
事業者たる法人と合併した事業者たる法人又
は当該他の事業者たる法人から当該納付命令
等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは
一部を譲り受け、若しくは分割により当該事
業の全部若しくは一部を承継した事業者たる
法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後に
おいて当該違反行為をしていた場合に限る。）
前条第一項の規定により課徴金の納付を命ず
る場合において、当該事業者が次の各号のい
ずれかに該当する者であるときは、同項（同条第
二項において読み替えて適用する場合を含む。）
中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を
乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者
が、次項の規定の適用を受ける者であるとき
は、この限りでない。
一 単独で又は共同して、当該違反行為をする
ことを企て、かつ、他の事業者に対し当該違
反行為をすること又はやめなことを要求
し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反
行為をさせ、又はやめさせなかつた者
二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに
応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反
行為に係る商品又は役務に係る対価、供給
量、購入量、市場占有率又は取引の相手方に
ついて指定した者
三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同
して、次のいずれかに該当する行為であつ

第一項の規定による命令又は次項若しくは第七條の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七條の二第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時まで）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七條の五 公正取引委員会は、前條第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一 次に掲げる行為

イ 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行った事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ 前條第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第一号口において単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応

じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合（次項第二号において「上限割合」という。）の範囲内において、当該合意において定める特定の割合（同号及び第三項において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ 前條第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者 百分の四十以下

ロ 前條第三項第一号又は第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者 百分の二十以下

公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一 次に掲げる行為

イ 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をすることに對し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（上限割合以下）の割合に

限る。）を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（次項及び第五項において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

第七條の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前條第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

第一項の協議において、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかつた場合（報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他の物件を証拠とすることができない。

協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、公正取引委員会規則で定める。

報告等事業者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士）に限る。次項及び第十一項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。）との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七條の六 公正取引委員会が、第七條の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者に対し第七條の二第一項の規定による命令又は第七條の四第七項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同條第一項から第三項まで及び前條第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一 当該事業者（当該事業者が第七條の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。）が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前條第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていないこと。

二 当該事業者（第七條の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者に限る。）が、同條第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者（第七條の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者に限る。）が、同條第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

四 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七條の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他

の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の事業者に対し、第七条の二第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

五 当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の事業者に対し）、同条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は前条第一項の協議の申出を行うことを妨害していたこと。

六 当該事業者が、正当な理由なく、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った旨又は前条第一項の合意若しくは協議を行った旨を第三者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。

七 当該事業者が、前条第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかったこと。

第七条の七 公正取引委員会は、第七条の二第一項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は第七条の五第三項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課金の額とするものとする。ただし、第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項若しくは第七条の五第三項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金

額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第七条の二第一項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し同項の規定による命令をする際に（当該命令をしない場合にあっては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の八 第七条の二第一項の規定による命令を受けた者は、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、第七条の二からこの条までの規定を適用する。

第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を

承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七条の二第一項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

前二項の場合において、第七条の四及び第七條の五の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

実行期間の終了した日から七年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

第七条の九 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）であつて、当該他の事業者（以下この項において「被支配事業者」という。）が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は被支配事業者が供給する商品若しくは役務の供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号及び第二号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額並びに第三号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が被支配事業者に供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者が当該特定非違反供給子会社等が供給したものと並びに当該事業者又

は当該特定非違反供給子会社等が被支配事業者及び当該事業者の供給子会社等に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

二 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

三 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかなを問はず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるもの）に限り、前項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者（当該事業者の供給子会社等を除く。）に当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は

前条第一項	同条、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第二項、第七條の五第三項又は	同項又は同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）若しくは	次条第二項
前条第二項	第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は	次条第二項又は同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）若しくは	次条第二項
前条第三項	第七條の四第七項及び通知並びに第七條の二からこの条まで	同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）前条並びに第六項	次条第二項
前条第四項	同条からこの条まで	同項並びに同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）前条並びに第六項	次条第二項

前条第六項	実用期間	違反行為期間	う。以下この項及び同条第一項において（同じ。） 、第一項 、同条第四項において読み替えて準用する第三項
第三章 事業者団体			
<p>第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <p>一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。</p> <p>二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。</p> <p>三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。</p> <p>四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。</p> <p>五 事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。</p> <p>第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができ、</p> <p>第七條第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。</p> <p>公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七條第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む）</p>			

第二章の二第二項	この章	この章（第八条の三において読み替えて準用する第七條の四第四項第一号を除く。）	この章（第八条の三において読み替えて準用する第七條の四第四項第一号を除く。）
第二章の二第四項	第七條の二第一項又は第七條の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き	第七條の二第一項又は第七條の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き	第八條の三に規定する違反行為（

第二章の二第五項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第六項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第七項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第八項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第九項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第十項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第十一項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第十二項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第十三項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第十五項	事業者	事業者	事業者団体
第二章の二第一項各号	事業者	事業者	事業者団体

いてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に對する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）を営む会社（持株会社を除く。） 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 一兆円

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができ得ない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定による議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二号第三号及び第七十條の四第一項において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規

定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

新たに設立された会社は、当該会社がその設立時に第四項に規定する場合に該当事るときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十条 会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。以下同じ。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができ得る場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が

当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等（第四項において

「当該株式取得会社以外の会社等」という。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

前項の場合において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）を、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合において当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に對抗することのできない株式に係る議決権を含むものとする。

第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行

使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）で、当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

会社の子会社である組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この項において「特定組合類似団体」という。）に限る。以下この項において同じ。）の組合員（特定組合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）が組合財産（特定組合類似団体の財産を含む。以下この項において同じ。）として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に對抗することのできない株式に係る議決権を含むものとする。）

の項において同じ。）が、そのすべての株式の取得をしようとするもの（以下この項において同じ。）に係る組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合（会社の子会社である組合の組合

財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるときは、議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。には、当該組合の親会社、そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）（以下この条において「通知期間」という。）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合

二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

三 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十条の二の規定による通知をした場合において、

第四十条の三第一項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請がなかつたとき。

四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。

五 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。

六 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）の取消しがあつた場合

七 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）の取消しがあつた場合

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならぬ。

第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならぬ。

第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならぬ。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならぬ。

第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならぬ。

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は保有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は保有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は保有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使すること

とができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

第十二条 削除

第十三条 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下この条において同じ。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある他の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

第十五条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、合併をしてはならない。

- 一 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該合併が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十條第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十條第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をし、又は吸収分割をしてはならない。

- 一 当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

- 一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社とその事業の全部を承継させようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社とその事業の重要部分を承継させようとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。
- 四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

員会に届け出なければならない。ただし、すべての吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

- 一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその事業の全部を承継させようとするもの（次号において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。
- 三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその事業の重要部分を承継させようとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該分割の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。
- 四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十條第八項及び

第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、共同株式移転（会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 一 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該共同株式移転が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同株式移転をしようとする場合において、当該共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十條第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十條第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることに、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をして

よる命令（第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が第二十條の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）又はこの条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者

第二十條の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為（第二条第九項第三号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該違反行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第七條の九第一項若しくは第二項の規定による命令、第七條の四第七項若しくは第七條の七第三項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、第二十條の規定による命令（第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が第二十條の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）又はこの条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者

第二十條の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九條の規定に違反する行為（第二条第九項第四号に該当するもの

限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該違反行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第七條の九第一項若しくは第二項の規定による命令、第七條の四第七項若しくは第七條の七第三項の規定による通知若しくは第六十三條第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、第二十條の規定による命令（第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が第二十條の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者

第二十條の六 事業者が、第十九條の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するもの）であつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第二十條の七 第七條の二第三項並びに第七條の八第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二十條の二から前条まで規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十條の七	第七條の二第三項並びに第七條の八第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二十條の二から前条まで規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
第一項の	第二十條の二から第二十條の六までの
実行期間	第十八條の二第一項に規定する違反行為期間
第一項各号に掲げる	第二十條の二から第二十條の六までに規定する
当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等	当該事業者
第七條の二第一項	第二十條の二から第二十條の六まで
同条、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は前条第一項	これらの規定又は第二十條の七において読み替へて準用する第七條の二第三項
第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は前条	第二十條の二から第二十條の六までの規定又は第二十條の七において読み替へて準用する第七條の二第三項
第五項又は前条	第七條の二第三項

第二十條の七	第七條の二第一項	第二十條の二から第二十條の六まで
並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七條の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三條第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等	は、合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等	は、合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等
第七條の二第一項	第二十條の二から第二十條の六まで	第二十條の二から第二十條の六まで

三 不正な取引方法の規制に関すること。
四 独占的地位に係る規制に関すること。
五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

第二十八條 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第二十九條 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

委員長の任免は、天皇が、これを認証する。委員長及び委員は、これを官吏とする。

第三十條 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができ

る。委員長及び委員は、年齢が七十年に達したときは、その地位を退く。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合において、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。

第三十一條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けた場合
- 二 懲戒免官の処分を受けた場合
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

第三十二條 前条第一号又は第三号から第六号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十一条第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総局に事務総長を置く。

事務総局長は、事務総局の局務を統理する。事務総局に官房及び局を置く。

内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に限る。

第三十五條之二 公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

第三十六條 委員長及び委員の報酬は、別に定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員及び政令で定める公正取引委員会の職員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。
三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十八條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない。

第四十條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十一條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体、学識経験のある者その他の者に対し、必要な調査を囑託することができる。

第四十二條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三條 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十三條之二 公正取引委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国競争当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する公正取引委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならぬ。

一 当該外国競争当局が、公正取引委員会に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。
二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国競争当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

第四十四條 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第二節 手続

第四十五條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらなかつたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的地位に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて適当な措置をとることができる。

第四十六條 公正取引委員会は、独占的地位に該当する事実があると思料する場合において、前条第四項の措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的地位の有無

及び第八條の四第一項ただし書に規定する競争を回復するに足りると認められる他の措置に關し意見を述べることができ。

第四十七條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができ。

一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調査に記載し、かつ、特に前条第一項に規定する処分があつたときは、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならない。

第四十八條の二 公正取引委員会は、第三條、第六條、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項、第十五條の二第一項、第十五條の三第一項、第十六條第一項、第十七條又は第十九條の規定に違反する事実があると認める場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしていない者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十條第一項（第六十二條第四項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができ。

第四十八條の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八條の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八條の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

前項の認定は、文書によつて行い、認定書には、委員長及び第六十五條第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替へるものとする。

第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

第四十八條の四 第七條第一項及び第二項（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）、第七條の二第一項（第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。）、第七條の九第一項及び第二項、第八條の二第一項及び第三項、第十七條の二、第二十條第一項並びに第二十條の二から第二十條の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）次条、第六十五條、第六十八條第一項及び第七十六條第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る疑いの理由となつた行為があつた場合は、この限りでない。

第四十八條の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八條の三第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十八條の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八條の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

第四十八條の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替へるものとする。

第一項の規定による第四十八條の三第三項の認定の取消があつた場合において、当該取消しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）又は第八條の二第三項の規定による命令は、第七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができ。

前項の規定は、第七條の二第一項（第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。）、第七條の九第一項若しくは第二項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは」と読み替へるものとする。

この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは、「決定書」と読み替へるものとする。

第一項の規定による第四十八條の三第三項の認定の取消があつた場合において、当該取消しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）又は第八條の二第三項の規定による命令は、第七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができ。

前項の規定は、第七條の二第一項（第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。）、第七條の九第一項若しくは第二項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは」と読み替へるものとする。

この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは、「決定書」と読み替へるものとする。

第一項の規定による第四十八條の三第三項の認定の取消があつた場合において、当該取消しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）又は第八條の二第三項の規定による命令は、第七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができ。

前項の規定は、第七條の二第一項（第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。）、第七條の九第一項若しくは第二項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは」と読み替へるものとする。

この場合において、同条第四項及び第五項の規定による決定を受けたときは、「決定書」と読み替へるものとする。

第一項の規定による第四十八條の三第三項の認定の取消があつた場合において、当該取消しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）又は第八條の二第三項の規定による命令は、第七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができ。

ついで準用する。この場合において、前項中「第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七條の二第六項（第七條の九第三項及び第八條の三において準用する場合並びに第七條の九第四項及び第二十條の七において読み替へて）」と、「第七條第二項ただし書」とあるのは、「第七條の八第六項」と読み替へるものとする。

第四十八條の六 公正取引委員会は、第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつていない場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十條第一項（第六十二條第四項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

ニ 疑いの理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

二 次に掲げる事項

イ 疑いの理由となつた行為の概要

ロ 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができ。

第四十八條の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八條の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八條の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会

に提出して、その認定を申請することができる。

排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除確保措置の内容

に提出して、その認定を申請することができ
る。

排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記
載しなければならない。

一 排除確保措置の内容

二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正取引委員会は、第一項の規定による認定
の申請があつた場合において、その排除確保措
置計画が次の各号のいずれにも適合すると認め
るときは、その認定をするものとする。

一 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が
排除されたことを確保するために十分なもので
あること。

二 排除確保措置が確実に実施されると見込ま
れるものであること。

第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、
前項の規定による認定について準用する。

公正取引委員会は、第一項の規定による認定
の申請があつた場合において、その排除確保措
置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと
認めるときは、決定でこれを却下しなければな
らぬ。

第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、
前項の規定による決定について準用する。この
場合において、同条第四項及び第五項中「認定
書」とあるのは、「決定書」と読み替えるもの
とする。

第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る
排除確保措置計画を変更しようとするときは、
公正取引委員会規則で定めるところにより、公
正取引委員会の認定を受けなければならない。

第三項から第六項までの規定は、前項の規定
による変更の認定について準用する。

第四十八条の八 第七條第一項及び第二項（第八
條の二第二項及び第二十條第二項において準用
する場合を含む）、第七條の二第二項（第八條
の三において読み替えて準用する場合を含む）
、第七條の九第一項及び第二項、第八條の二第
一項及び第三項、第二十條第一項並びに第二十
條の二から第二十條の六までの規定は、公正取
引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規
定による変更の認定を含む。次条、第六十五
條、第六十八條第二項及び第七十六條第二項に
おいて同じ。）をした場合において、当該認定
に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措
置に係る行為については、適用しない。ただ

し、次条第一項の規定による決定があつた場合
は、この限りでない。

第四十八條の九 公正取引委員会は、次の各号の
いずれかに該当するときは、決定で、第四十八
條の七第三項の認定を取り消さなければならな
い。

一 第四十八條の七第三項の認定を受けた排除
確保措置計画に従つて排除確保措置が実施さ
れていないと認めるとき。

二 第四十八條の七第三項の認定を受けた者が
虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受
けたことが判明したとき。

第四十八條の三第四項及び第五項の規定は、
前項の規定による決定について準用する。この
場合において、同条第四項及び第五項中「認定
書」とあるのは、「決定書」と読み替えるもの
とする。

第一項の規定による第四十八條の七第三項の
認定の取消しがあつた場合において、当該取消
しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項
及び第二十條第二項において準用する場合を含
む。以下この項において同じ。）に規定する期
間の満了する日の二年前の日以後に あつたとき
は、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に
対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第
二十條第二項において準用する場合を含む。）
又は第八條の二第三項の規定による命令は、第
七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該
取消しの決定の日から二年間においても、する
ことができる。

前項の規定は、第七條の二第二項（第八條の
三において読み替えて準用する場合を含む）、
第七條の九第一項若しくは第二項又は第二十條
の二から第二十條の六までの規定による命令に
ついて準用する。この場合において、前項中
「第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及
び第二十條第二項において）」とあるのは、「第七
條の八第六項（第七條の九第三項及び第八條の
三において準用する場合並びに第七條の九第四
項及び第二十條の七において読み替えて）」と
、「第七條第二項ただし書」とあるのは、「第七
條の八第六項」と読み替えるものとする。

第四十九條 公正取引委員会は、第七條第一項若
しくは第二項（第八條の二第二項及び第二十條
の二第一項若しくは第三項、第十五條の二又は
第二十條第一項の規定による命令（以下「排除

措置命令」という。）をしようとするときは、
当該排除措置命令の名宛人となるべき者につい
て、意見聴取を行わなければならない。

第五十條 公正取引委員会は、前条の意見聴取を
行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日ま
でに相当な期間において、排除措置命令の名宛
人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面
により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容

二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに
対する法令の適用

三 意見聴取の期日及び場所

四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名
称及び所在地

前項の書面においては、次に掲げる事項を教
示しなければならない。

一 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及
び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出
頭に代えて陳述書及び証拠を提出することが
できること。

二 意見聴取が終結する時までの間、第五十二
條の規定による証拠の閲覧又は謄写を求め
ることができること。

第五十一條 前条第一項の規定による通知を受け
た者（以下この節において「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取
に関する一切の行為をすることができ、

第五十二條 当事者は、第五十條第一項の規定に
よる通知があつた時から意見聴取が終結する時
までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴
取に係る事件について公正取引委員会の認定し
た事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写に
ついては、当該証拠のうち、当該当事者若しく
はその従業員が提出したもの又は当該当事者若
しくはその従業員が供述を録取したものである
として公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限
る。以下この条において同じ。）を求めること
ができる。この場合において、公正取引委員会
は、第三者の利益を害するおそれがあるときそ
の他正当な理由があるときでなければ、その閱
覧又は謄写を拒むことができない。

前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に
応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更
に求めることを妨げない。

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写に
ついて日時及び場所を指定することができる。

措置命令」という。）をしようとするときは、
当該排除措置命令の名宛人となるべき者につい
て、意見聴取を行わなければならない。

第五十條 公正取引委員会は、前条の意見聴取を
行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日ま
でに相当な期間において、排除措置命令の名宛
人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面
により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容

二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに
対する法令の適用

三 意見聴取の期日及び場所

四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名
称及び所在地

前項の書面においては、次に掲げる事項を教
示しなければならない。

一 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及
び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出
頭に代えて陳述書及び証拠を提出することが
できること。

二 意見聴取が終結する時までの間、第五十二
條の規定による証拠の閲覧又は謄写を求め
ることができること。

第五十一條 前条第一項の規定による通知を受け
た者（以下この節において「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取
に関する一切の行為をすることができ、

第五十二條 当事者は、第五十條第一項の規定に
よる通知があつた時から意見聴取が終結する時
までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴
取に係る事件について公正取引委員会の認定し
た事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写に
ついては、当該証拠のうち、当該当事者若しく
はその従業員が提出したもの又は当該当事者若
しくはその従業員が供述を録取したものである
として公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限
る。以下この条において同じ。）を求めること
ができる。この場合において、公正取引委員会
は、第三者の利益を害するおそれがあるときそ
の他正当な理由があるときでなければ、その閱
覧又は謄写を拒むことができない。

前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に
応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更
に求めることを妨げない。

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写に
ついて日時及び場所を指定することができる。

第五十三條 意見聴取は、公正取引委員会が事件
ごとに指定するその職員（以下「指定職員」と
いう。）が主宰する。

公正取引委員会は、前項に規定する事件につ
いて審査官の職務を行つたことのある職員その
他の当該事件の調査に関する事務に従事したこ
とのある職員を意見聴取を主宰する職員として
指定することができる。

第五十四條 指定職員は、最初の意見聴取の期日
の冒頭において、当該意見聴取に係る事件につ
いて第四十七條第二項の規定により指定された
審査官その他の当該事件の調査に関する事務に
従事した職員（次項及び第三項並びに第五十六
條第一項において「審査官等」という。）に、
予定される排除措置命令の内容、公正取引委員
会の認定した事実及び第五十二條第一項に規定
する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員
会の認定した事実に対する法令の適用を意見聴
取の期日に出頭した当事者に対し説明させな
なければならない。

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見
を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の
許可を得て審査官等に対し質問を発することが
できる。

指定職員は、意見聴取の期日において必要が
あると認めるときは、当事者に対し質問を發
し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又
は審査官等に対し説明を求めることができる。

意見聴取の期日における意見聴取は、公開し
ない。

第五十五條 当事者は、意見聴取の期日への出頭
に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日ま
でに陳述書及び証拠を提出することができる。

第五十六條 指定職員は、意見聴取の期日におけ
る当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並
びに審査官等による説明（第五十八條第一項及
び第二項において「当事者による意見陳述等」
という。）の結果、なお意見聴取を続行する必
要があると認めるときは、さらに新たな期日を
定めることができる。

前項の場合においては、当事者に対し、あら
かじめ、次回の意見聴取の期日及び場所を書面
により通知しなければならない。ただし、意見
聴取の期日に出頭した当事者に対しては、当該
意見聴取の期日においてこれを告知すれば足り
る。

第五十七條 指定職員は、当事者が正当な理由な
く意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五

条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合において、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。

前項に規定する調書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかった場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

第一項に規定する調書には、提出された証拠（第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠）を添付しなければならない。

指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、第一項に規定する調書とともに公正取引委員会に提出しなければならない。

当事者は、第一項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、指定職員に対し、前条第四項の規定により提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずることができる。

第五十六条第二項本文の規定は、前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、第五十八条第一項に規定する調書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

第六十一条 排除措置命令は、文書によつて行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、

又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六十二条 第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む）、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

第四十九条から第六十条までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第五十条第一項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及び第五十二条第一項中「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、第五十四条第一項中「予定される排除措置命令の内容」、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二条第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替えるものとする。

第六十三条 第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により公正取引委員会が納付命令を行った後、同一事件について、

当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、決定で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、決定で、当該第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による納付命令を取り消さなければならない。

前二項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、第一項及び第二項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額（第六十九条第二項に規定する延滞金を除く）で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状态に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

競争回復措置命令は、確定しなければ執行することができない。

第四十九条から第六十条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。

公正取引委員会は、前項において準用する第五十条第一項の規定による通知をしようとする

ときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第六十五条 排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の合議について準用する。

競争回復措置命令をするには、前項において準用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しなければならない。

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しない。

第六十七条 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の三第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、第四十八条の七第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の九第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、排除措置命令をした後又は競争回復措置命令が確定した後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、これらの命令において命じた措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第六十九条 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合で、納期限の翌日からその

納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。
前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。
前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第七十条 公正取引委員会は、第七十条の八第四項（第七十条の九第三項若しくは第四項又は第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七十条の二第一項、第七十条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるときは（第六十三條第五項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合に、当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。

前条第二項ただし書及び第三項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

第七十条の二 公正取引委員会は、第十一條第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

第六十三條第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の三 公正取引委員会は、第十一條第一項又は第二項の認可をした場合において、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更した

と認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。
第四十九條から第六十條まで並びに第六十三條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十三條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三條、第六條、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項、第十五條の二第一項、第十五條の三第一項、第十六條第一項、第十七條又は第十九條の規定に違反する疑いのある行為をして、いる者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

第七十条の五 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八條第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができる。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没収することができる。

前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の六 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。

第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九條、第一百條、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八

條及び第九十九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「執行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第九十九條中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七十条の八 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるときは、

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十八條の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととして、いるものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他事件の処理及び第七十条の五第一項の供託に関する必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七條第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七條第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第三節 雑則

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二條第九項第六号の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二條第九項第六号の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十三条 削除

第七十四条 公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

公正取引委員会は、前項に定めるもののほか、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十五条 第四十七條第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請

その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たっては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の第三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第九章 訴訟

第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第七十八条 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができ、前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）によるものであることを疎明しなければならない。

第七十九条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができ、

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要がある

と認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができ、

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができ、

前三項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第八十一条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 二 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 三 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。秘密保持命令の申立てを却下した裁判所に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十二条 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなればその効力を生じない。裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求

後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為によつて生じた損害の額について、意見を求めることができる。前項の規定は、第二十五条の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

- 一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所 東京地方裁判所
- 二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所
- 三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（名古屋地方裁判所を除く。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所
- 四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（広島地方裁判所を除く。）、東京地方裁判所又は広島地方裁判所
- 五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（福岡地方裁判所を除く。）、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所

六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（仙台地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は仙台地方裁判所

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（札幌地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は札幌地方裁判所

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（高松地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は高松地方裁判所

一の訴えで第二十四条の規定による請求を含む数個の請求をする場合における民事訴訟法第七条の規定の適用については、同条中「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」とあるのは、「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条の二第二項」とする。

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二条の規定により第八十四条の二第二項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟

二 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第七二条、第九十七條並びに第九十八條に規定する事件

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所において、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第二項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法律大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六条の規定は、適用しない。

第十章 雑則

第八十八条の二 この法律に基づき、政令又は公正取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は公正取引委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものの前項の未遂罪は、罰する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第八条第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八条第三号又は第四号の規定に違反したものの

三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条 第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第七十条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第四項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

二 第九条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

三 第十条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

四 第十条第八項の規定に違反して株式の取得をした者

五 第十五条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

六 第十五条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

七 第十五条の二第二項及び第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

八 第十五条の二第四項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第十五条の三第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者

十一 第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十二 第十六条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して第十六条

第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者

十三 第二十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四条の二 第四十条の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令

犯した者にも適用する。

前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令

(第三号又は第八号第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合を除く。) 三億円以下の罰金刑

三 第九十四条 二億円以下の罰金刑

四 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七号第一項又は第八号の二第一項若しくは第三号の規定による命令(第三号又は第八号第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)

第九十一条、第九十一条の二又は第九十四条の二 各本条の罰金刑
法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に對しても、当該各号に定める罰金刑を科す。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号(第七号第一項又は第八号の二第一項若しくは第三号の規定による命令(第三号又は第八号第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。))に違反した場合を除く。)

三 第九十四条 二億円以下の罰金刑

四 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七号第一項又は第八号の二第一項若しくは第三号の規定による命令(第三号又は第八号第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。))に違反した場合に限る。)

第九十二条 各本条の罰金刑
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して三億円以下の罰金刑を、その人に對して同項の罰金刑を科す。

第九十三条 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第九十四条 第二項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第九十五条 第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に對しても、各本条の罰金刑を科す。

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号又は第九十条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。)に對しても、それぞれ各本条の罰金刑を科す。

第九十五条の四 裁判所は、十分な理由があるとき、第九十条第一項第二号又は第九十一条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

第九十六条 第八十九条から第九十一条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

第九十七条 前項の告発は、文書をもつてこれを行う。

第九十八条 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、前条第一項又は第九十条第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第九十九条 第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

第一百条 排除措置命令に違反したものは、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁判に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。

第九十九条 削除
第一百条 第八十九条又は第九十条の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、次に掲げる宣告をすることができる。ただし、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属している場合に限る。

一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨
二 判決確定後六月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることができない旨

前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。

前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

第一百零一章 犯則事件の調査等

第一百零一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。)は、犯則事件(第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは考人(以下この項において「犯則嫌疑者等」という。)に對して出頭を求め、犯則嫌疑者等に對して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百零二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を保管す

る者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。

差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

前二項の場合において、急速を要するとき、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、これらの項の処分をすることができる。

委員会職員は、第一項又は前項の許可状(第九十四条の三第四項及び第五項を除き、以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体で

る者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。

あつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

委員会議員は、許可状を他の委員会議員に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

第百三条 委員会議員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係るものと認められるに足りる状況があるものに限る、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会議員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係るものと認められるに足りる状況があるものに限る、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会議員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第百三条之二 委員会議員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面でも求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めらるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えない。

第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第百三条之三 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会議員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第百四条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載があれば、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第百五条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第百六条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第百七条 委員会議員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

第百七条之二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会議員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第百八条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

第百九条 委員会議員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所を臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするとき

は、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わらるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第百十条 委員会議員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第百十一条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第百十二条 委員会議員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第百三条の三の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会議員が適当と認めるときは、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第百十四条 公正取引委員会は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第百十四条之二 公正取引委員会は、第百三条の三の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第百十四条之三 委員会議員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を囑託し、又は通訳若しくは翻訳を囑託することができる。

前項の規定による鑑定を囑託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

前項の許可の請求は、委員会議員からこれを行しなければならない。

前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会議員に交付しなければならない。

鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第百十五条 委員会議員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を公正取引委員会に報告しなければならない。

第百十六条 公正取引委員会は、犯則事件の調査の結果、第七十四条第一項の規定により告発した場合において、領置物件、差押物件又は記録

命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに引き継がなければならない。

前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第百十三条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第百十七條 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。

第百十八條 この章の規定による公正取引委員会又は委員会職員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

附則

第一条 この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。

第二条 各規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失う。

第三条 この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計画又は金融機関再建整備法の規定による整備計画に基づいて行つた事業者の行為には、これを適用しない。

第十一条第二項の規定は、金融業を営む会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画に基づいて金融業以外の事業を営む国内の他の会社の株式を取得し、又は所有する場合には、これを適用しない。

第十一条第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第四条 第五条の規定施行の際現に存する法人その他の団体で、一手買取及び一手販売の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割当を行うものの処置については、命令を以てこれを定める。

第五条 第九条の規定施行の際現に存する持株会社の処置については、命令を以てこれを定める。

第六条 金融業以外の事業を営む会社が、第十条又は第十二条の規定施行の際現に当該規定に反

して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第七条 金融業を営む会社が、第十一条又は第十二条の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第八条 第十三条の規定施行の際現に同条第一項の規定に反して役員地位を兼ねている者は、同条の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辞さなければならない。

第十三条の規定施行の際現に四以上の会社の役員地位を占めている者は、同条の規定施行の日から九十日以内に、何れか三の地位を除いて他の地位を辞さなければならない。

第九条 第十四条の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十条 附則第三条第三項において準用する第十条第五項の規定に違反して株式を所有した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第八条の規定に違反した者
二 附則第四条から第七条まで又は第九条の規定に基づく命令に違反した者

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、附則第十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第十三条 公正取引委員会の第一期の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、そのうちの四人については各々一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年とする。

附則 (昭和二年七月三十一日法律第九号) この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二年二月一七日法律第一九五号) 抄 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附則 (昭和二年八月一日法律第二〇七号)

第八条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二年二月二三日法律第二六八号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二年五月二四日法律第一〇三号) この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

附則 (昭和二年六月一八日法律第二一四号) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社(外国会社を含む。)が第十条第二項の改正規定に反して所有する国内の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2 金融業以外の事業を営む国内の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、昭和二十四年四月一日現在において国内の他の会社の株式又は社債を所有している場合(株式又は社債の有価証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。)には、第十条第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書を公正取引委員会規則で定める日までに、公正取引委員会に提出しなければならない。

第三条 この法律施行の際、第十四条の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四条 附則第二項第一項又は前条の規定に基づく政令は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金の範囲内で罰則の規定を設けることができる。

第五条 附則第二項第二項の規定に違反して報告書を出さず、又は虚偽の報告書を出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第七条 この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五条第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二年七月一〇日政令第二六一号) 抄 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

附則 (昭和二年七月三十一日法律第二五七号) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月三十一日法律第二六八号) 抄 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二年九月一日法律第二五九号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)は、廃止する。
3 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)及び旧事業者団体法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による不正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定による不正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不正な競争方法について新法第二条第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二年六月六日法律第一三三号) 抄 (施行期日) この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和二年五月二八日法律第一四二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三年一月二五法律第一八七号)
この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (昭和四年四月一三法律第一二九号)
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和七年五月一六法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもち、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則 (昭和三十七年九月八日法律第一五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一五法律第一六一号) 抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ期間は、この法律の施行の日から起算する。
8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十九年三月二七法律第一二二号)
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年七月六日法律第一五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四〇年九月一日法律第一四三号)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四一年三月三一日法律第二五号)
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。
附則 (昭和四二年七月一日法律第一一一号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四二年六月二日法律第三一三号)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和四十二年七月一日から施行する。
附則 (昭和四九年四月二日法律第二三三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年六月三日法律第六三三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第二条 (経過措置)
改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に

關する法律(以下「新法」という。)の規定によつてしたものとみなす。
第三条 新法第七条第二項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)及び新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつて行爲には、適用しない。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に対する新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を履行期間とみなす。
第四条 新法第九条の二第二項第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用を受ける株式会社(昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に取得した株式についても適用する。この場合において、施行日に同項の規定の適用を受ける株式会社については、同項第六号及び第九号の規定の適用については、同項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第九号中「あらかじめ(緊急やむを得ない事情により取得する場合にあつては、取得後遅滞なく)」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十三号)の施行後遅滞なく」とする。

第五条 新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同じ。)を超えている場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいずれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基準額が基準額以下であるとき、又は基準額が増加して特例基準額以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する国内の会社(新法第九条の二第一項第一号から第四号までに規定する国内の会社を除く。以下この項及び附則第七條第一項において同じ。)の株式(新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号又は第九号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。附則第七條第一項において同じ。)の取得価額(新法第九条の二第一項

に規定する取得価額をいう。以下この項及び附則第七條第一項において同じ。)の取得価額(新法第九条の二第一項に規定する取得価額をいう。以下この項及び附則第七條第一項において同じ。)

に規定する取得価額をいう。以下この項及び附則第七條第一項において同じ。)

に規定する取得価額をいう。以下同じ。）の合計額

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有していた国内の会社の株式の取得価額（同日の翌日から施行日の前日までに、当該株式について割り当てられる新株を取得し、又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得した場合においては、当該新株の取得価額を含み、当該株式会社がその間に行われた合併に係るものである場合においては、当該合併により消滅した会社が昭和五十一年十二月三十一日に所有していた国内の会社の株式の取得価額を含む。附則第七条第一項第一号及び第二号において同じ。）の合計額

2 新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、前項第一号に掲げる額が特例基準額（同項ただし書に該当する場合にあつては、基準額）を超えている場合においては、施行日から一年間は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額を基準額とみなして、同条第一項の規定を適用する。

第六条 前条の規定は、施行日後に新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた株式会社（合併によつて同項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）について準用する。この場合において、前条第一項中「施行日」とあるのは「新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と、「その間」とあるのは「昭和五十一年一月一日から新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの間」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

第七条 施行日から十年を経過する日までの間に会社の合併が行われた場合において、合併後存続し、又は合併により設立された株式会社（新法第九条の二第一項に規定する株式会社）であり、かつ、基準額を超えて国内の会社の株式を所有することとなるときは、合併の時以後施行日から十年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。ただし、基準額が増加して基準額とみなされる額以上となつたときは、この限りでない。

一 合併後存続する株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 合併の時にその株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の内、昭和五十一年十二月三十一日にその株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の内、合併により設立された株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 合併の時に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の内、昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の内、

2 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。

第八条 金融業を営む会社（新法第十一条第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをいい、以下「金融会社」という。）が施行日に国内の会社の株式（同項第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この条において同じ。）をその発行済の株式の総数の百分の五（以下「基準株式数」という。）を超えて所有している場合（当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有している場合にあつては、旧法第十一条第一項ただし書若しくは同条第二項の認可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所有している場合に限る。）におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有については、施行日から十年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない数（以下「特例基準株式数」という。）を基準株式数とみなして、新法第十一条の規定を適用する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以下であるとき、又は基準株式数が増加して特例基準株式数以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する当該国内の会社の株式の数

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数

三 施行日における当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十

2 前項第二号に規定する株式につき、昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数に、それぞれ当該各号に定める株式の数を加えた数（第四号に掲げる事由が生じたときは、同号に定める株式の数を減じた数）を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

一 株式の分割があつたとき 同日に所有していた株式の分割により増加した株式の数

二 新株の発行又は株式による利益の配当があつたとき 同日に所有していた株式について割り当てられた新株又は利益の配当として取得した新株の数

三 当該国内の会社が合併して存続するとき 同日に所有していた合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該存続する会社の株式の数

四 株式の併合又は消却があつたとき 同日に所有していた株式の併合又は消却により減少した株式の数

3 昭和五十一年一月一日から施行日の前日までの間に合併により設立された国内の会社に係る第一項の規定の適用については、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

4 昭和五十一年一月一日から施行日の前日までの間に国内の会社の合併が行われ、合併した会社的一方が存続する場合において、第一項の規定の適用を受ける金融会社が昭和五十一年十二月三十一日に当該合併後存続する会社の株式を所有していなかつたときは、同日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数の和を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

5 金融会社が施行日に所有する国内の会社の株式の数が特例基準株式数（第一項ただし書に該当する場合にあつては、基準株式数）を超えている場合（同項第三号に掲げる株式の数が特例基準株式数となる場合を除く。）においては、施行日から一年間は、施行日に所有する株式の数を基準株式数とみなして、新法第十一条の規定を適用する。この場合においては、第七項の規定を準用する。

6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式の数を特例基準株式数とする金融会社の施行日に所有する株式に旧法第十一条第一項第一号又は第二号に該当して所有するものがある場合においては、当該株式の取得の日を当該国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなつた日とみなして、新法第十一条第二項の規定を適用する。

7 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものについて、施行日以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは、特例基準株式数に、同項の規定の例により加減した株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、同項第二号の規定の適用により加算される株式（準備金の資本への組入れにより無償で割り当てられた新株を除く。）については、取得の日から二年以内において所有する場合には、

8 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものを発行する国内の会社が合併により消滅した場合において、その金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなるときは、当該国内の会社の株式について、それぞれ当該各号に定める株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、当該合併後存続する会社の株式について前項の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 当該合併後存続する会社 合併の時に所有していたその会社の株式の数の合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数を加えた数

二 当該合併により設立された会社 合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和

第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年五月一日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第三百二十二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保付社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十條第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（を含む。）の下に「新株引受権証券」を加える部分に限る。第十三条中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三條第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七條第五項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八條第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に一條を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十七年七月二三日法律第六九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。
一 国際的協定又は国際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出 第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六條第一項

9 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年八月二四日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年一月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年四月一八日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二年六月二九日法律第六五号）
（施行期日）
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成三年四月二六日法律第四二号）

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始している行為については、なお従前の例による。

3 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間を実行期間とみなす。

4 前項の場合において、新法第七条の二第二項（新法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）ただし書及び改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の二第二項（旧法第八条の三において準用する場合を含む。）以下同じ。）ただし書の規定の適用については、新法第七条の二第二項本文又は第二項（新法第八条の三において準用する場合を含む。）及び旧法第七条の二第二項本文の規定により計算した課徴金に相当する額の合計額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

附則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年二月二六日法律第一〇七号）

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八三号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 改正後の第三十條第三項の規定は、この法律の施行後に任命される委員長及び委員から適用する。

附則（平成八年六月二一日法律第九五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇号）抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則（平成九年六月一八日法律第八七号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項を削る改正規

定、第七條第一項及び第八條第一項の改正規定、第四十八條第一項及び第五十四條第一項の改正規定（第六條第一項若しくは第二項を「第六條」に改める部分に限る。）、第六十七條第一項、第九十條第一号及び第九十一條の第二号の改正規定、第九十五條第一項第二号の改正規定（第九十一條の二の下に「（第一号を除く。）」を加える部分に限る。）、第九十五條第二項第二号の改正規定（第九十一條の二第一号、第二号を「第九十一條の二第二号」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第四條（経過措置）

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六條第二項を削る改正規定の施行前にした同項に規定する国際的協定又は国際的契約に係る届出については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第九條第一項若しくは第二項、第九條の二第一項又は第十七條（旧法第九條第一項若しくは第二項又は第九條の二第一項に係る部分に限る。）の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第四条 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第百一十号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法

律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保付社債信託法」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制に関する法律、商品投資に係る事業の規制に

関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保付社債信託法」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保付社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にはその手続がされていないものについては、これを、新担保付社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保付社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年二月二二日法律第一二二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律

（平成九年法律第二十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二九日法律第八一〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、第十一條第一項及び第二項の改正規定、第十三條第三項及び第十四條第二項を削る改正規定、第六十七條第一項の改正規定（第十四條第一項を「第十四條」に改める部分に限る。）、第九十一條第五号、第九十一條の二第六号及び第七号並びに第九十五條第一項第二号の改正規定並びに附則第三條、第四條、第七條及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

第二条（経過措置） この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十條第二項に規定する株式に関する報告書については、なお従前の例による。

2 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十條第二項に規定する株式所有会社は、この法律の施行の際現に同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）であつて、当該株式の数の当該株式発行会社の発行済の株式の総数に占める割合が、施行日を含む事業年度の開始の日以後施行日の前日までの間において、同項に規定する政令で定める数値を超えていることとなつたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、施行日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

3 新法第十七條の二及び第八章第二節の規定は、前項の規定に違反する行為がある場合に準用する。この場合において、新法第十七條の二第一項、第四十八條第一項及び第五十四條第一項中「第十條」とあるのは、「第十條、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二條第二項」と読み替へるものとする。

新法第十七條の二及び第八章第二節の規定は、前項の規定に違反する行為がある場合に準用する。この場合において、新法第十七條の二第一項、第四十八條第一項及び第五十四條第一項中「第十條」とあるのは、「第十條、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二條第二項」と読み替へるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十二年八月一三日法律第一二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年二月三日法律第一四六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、同項に定めるものを除き、同条の規定の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に begun なっている行為については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年二月八日法律第一五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成二十二年七月一日

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に begun なっている行為については、なお従前の例による。

2 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年五月三一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)
第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月八日法律第四一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二九日法律第八〇号)
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二八日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七号第二項、第八号の第二項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九号中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の四の改正規定並びに附則第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)
第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月八日法律第四一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二九日法律第八〇号)
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二八日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七号第二項、第八号の第二項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九号中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の四の改正規定並びに附則第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十七条第二項(新法第八号の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に既に begun なっている新法第六号並びに第八号第一項第二号及び第三号の規定に違反する行為については、適用しない。

第三条 新法第九号第五項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第四条 施行日前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行日前に勧告等があった場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)

第四十八條第一項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四十八條の第二項の規定による意見述べ、及び証拠を提出する機会付与又は旧法第五十條第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合における当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)

第三條 この法律の施行の際旧法第四十八條第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十條第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達

がなされたことなくその行為がなくなつた日から一年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)

第四條 新法第七條の二第二項(新法第八條の三)

において読み替えて準用する場合を含む。)

2 新法第七條の二第一項(新法第八條の三)において読み替えて準用する場合を含む。)

二項に規定する違反行為(旧法第七條の二第一項(旧法第八條の三)において読み替えて準用する場合を含む。)

第五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百号)

による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則第七條及び第八條において「新私的独占禁止法」という。)

第六條 新私的独占禁止法第七條の二第一項(新私的独占禁止法第八條の三)

において読み替えて準用する場合を含む。)

第七條 新私的独占禁止法第五十條第一項の規定

による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについての課徴金の額の計算(売上額に乘する率に限る。)

3 前項の場合における新私的独占禁止法第七條の二第一項(新私的独占禁止法第八條の三)において読み替えて準用する場合を含む。)

の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間」とあるのは、「平成十八年一月四日の前日までの期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間」とを合算した期間(当該合算した期間」とする。

第八條 旧法第四十八條第四項、第五十三條の三又は第五十四條第一項若しくは第二項の規定による審判(旧法第八條の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。)

が確定した場合において、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)

第九條 前三条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公正取引委員会規則で定めるところにより、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴う経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に東京高等裁判所に係属している旧法第八十九條から第九十一條までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前

2 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四條の二第一項の規定による審決(旧法第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)

第十二條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前

に於て、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)

第十三條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前

に於て、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)

第十四條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前

に於て、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)

第十五條 この法律(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一七年五月二日法律第三八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するために必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

第三十四条 の二 この附則（附則第十五条第四項を除く。）及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関（同日以前にあっては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行う行政機関）

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限（金融庁の所掌に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政庁（都道府県の知事その他の執行機関を除く。）の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

3 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日（以下「公布の日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一号に掲げる規定を除く。及びこの附則において読み替えて準用する法律の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月二四日法律第六六号）抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年二月一五日法律第一〇九号）抄
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二二年六月一〇日法律第五一号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。）、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。）、第六十六条第四項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の第十三項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の第十五項に定める改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十八条第一項第一号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の二の改正規定（同条第一号を削る部分に限る。）、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定（同条第一項第三号中「（第三号を除く。）」を削る部分、同条第二項第三号中「（第九十一条第四号若しくは第五号（第四号）を削る部分に限る。）」の第一号の二第一号を削る部分を除く。）、及び第九十五条第三項中「（前項）」を「（第二項）」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。並びに附則第九十二条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧独占禁止法」という。）第二条第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に既になくなつてゐる行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

2 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に開始され、施行日以後になくなつた行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

3 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に開始され、施行日以後も行われている行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなつた日から三年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新独占禁止法」という。）第七十条第二項（新独占禁止法第八十八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、新独占禁止法第七十条第二項に規定する措置を命ずることができない。

第四条 この法律の施行の際その実行期間（旧独占禁止法第七十条の二第一項（同条第二項及び旧独占禁止法第八十八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実行期間をいう。）の終了した日から三年を経過している旧独占禁止法第七十条の二第一項若しくは第二項又は第八十八条の三に規定する違反行為については、新独占禁止法第七十条の二第二十七項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次条から附則第八十八条まで、附則第十五条及び附則第十六条第二項において「新私的独占禁止法」という。）第七十条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為については、これら

の規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行

日以後も行われている行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十條の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

第九條（事業者団体届出に関する経過措置）
附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八條第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

第十條（株式の取得又は所有に関する経過措置）
新独占禁止法第十條第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

第十一條（旧独占禁止法第十五條第二項（同条第四項）において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五條の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六條第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧独占禁止法第十五條第五項本文（旧独占禁止法第十五條の二第七項又は第十六條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する三十日の期間又は旧独占禁止法第十五條第五項ただし書（旧独占禁止法第十五條の二第七項又は第十六條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

第十二條（共同株式移転に関する経過措置）
新独占禁止法第十五條の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十條第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前行う共同株式移転については、適用しない。

第十三條（合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置）
施行日前に旧独占禁止法第十五條第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五項又は第十五條の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五條第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

第十四條（利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措置）
附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十條の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例による。

第十五條（文書提出命令の特則についての経過措置）
新私的独占禁止法第八十條から第八十三條までの規定は、施行日以後に提起された訴えについては、適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第十六條（求意見制度についての経過措置）
新独占禁止法第八十四條第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五條の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

第十七條（新私的独占禁止法第八十四條第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五條の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。）

る場合を含む。）又は第十六條第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならぬとされていなかったときについては、なお従前の例による。

第十八條（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及び附則第九條から第十一條までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九條（政令への委任）
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十條（検討）
政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新私的独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新私的独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十一條（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十二條（経過措置）
この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三條（抄）
この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四條（附則）
（平成二三年五月二五日法律第五三號）
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

第二十五條（抄）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中保険業法第六條の改正規定、同法第七條の改正規定、同法第七十條第二項の改正規定、（「第四百十條」を「「第四百十條、第四百十條」に改める部分」及び「第四百三十九條第二項」を「「第四百三十九條第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第四百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十九條の四第八項」と、第三百三十九條第二項」に改める部分に限る。）、同法第二百七十一條の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十一條の二十二第一項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第一項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第二項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第三項の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第三百三十八條」を「第三百三十七條第五項及び第三百三十八條」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第一百條の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第

律第二十五條の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。）

第十七條（処分、手続等に関する経過措置）
この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。）の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新私的独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新私的独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十八條（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及び附則第九條から第十一條までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九條（政令への委任）
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十條（検討）
政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新私的独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新私的独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二二年一月一九日法律第五一號）抄

第一条（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（経過措置）
この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六條（附則）
（平成二四年三月三一日法律第二三號）抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中保険業法第六條の改正規定、同法第七條の改正規定、同法第七十條第二項の改正規定、同法第七十條第三項の改正規定、同法第七十條第四項の改正規定、同法第七十三條の四第二項第二号の改正規定、同法第七十三條の五の改正規定、同法第二百十條第一項の改正規定、同法第二百十條の四第九項の改正規定、（「第四百十條」を「「第四百十條、第四百十條」に改める部分」及び「第四百三十九條第二項」を「「第四百三十九條第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第四百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十九條の四第八項」と、第三百三十九條第二項」に改める部分に限る。）、同法第二百七十一條の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十一條の二十二第一項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第一項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第二項の改正規定、同法第二百七十一條の三十三第三項の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第三百三十八條」を「第三百三十七條第五項及び第三百三十八條」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第一百條の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第

律第二十五條の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。）

第十七條（処分、手続等に関する経過措置）
この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。）の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新私的独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新私的独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十八條（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及び附則第九條から第十一條までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九條（政令への委任）
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十條（検討）
政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新私的独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新私的独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二二年一月一九日法律第五一號）抄

第一条（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（経過措置）
この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二十条第九項第四号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決を新法第二十条の五の規定による命令で改めて確定しているものとみなす。）

第七條 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令（旧法第八号第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。）

2 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、旧法第六十六条第一項に規定する納付命令）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

（審査官に関する経過措置）

第八條 附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、新法第三十五条第三項の規定の適用については、同項中「局務」とあるのは、「局務（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例による

こととされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）とする。

2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定は、附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

（競争を回復させるために必要な措置を命ずる審決に関する規定の適用関係）

第九條 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（当該審決が確定した場合に限る。）については、新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十八条及び第七十条の第三項の規定を適用する。

2 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第六十五条又は同項の規定による審決を含む。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第十條 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条の十四第一項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、なお従前の例による。

第十一條 旧法第七十条の十一第一項及び第七十条の十二第二項の規定による審決については、新法第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新法第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条及び第八十八条の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項に規定する期間が進行している前項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に係属している同項に規定する審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、なお従前の例による。

（過料についての裁判の手続に関する経過措置）

第十二條 施行日前にした旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

2 施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の規定による裁判及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十三條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六條 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月一三日法律第六十七号）抄

第一條 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六

号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年六月一三日法律第六十七号）抄

第一條 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

この条及び次条において同じ。）(当該命令又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。)、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令又は審決(当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。))を受けた場合における、当該事業者についての新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

2 新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百号)による改正前の独占禁止法(次条において「平成二十五年改正前独占禁止法」という。))第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社(当該審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。)、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決(当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。))を受けた場合における、当該事業者についての同条第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

3 新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成二十一年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法(次条において「平成二十一年改正前独占禁止法」という。))第七条の二第六項第

一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがあるときは、当該命令を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令であつて確定しているものと、当該通知を新独占禁止法第七条の四第七項又は第七条の七第三項の規定による通知と、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の三第一項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社(当該命令、通知又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。)、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令、通知又は審決(当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。))を受けた場合における、当該事業者についての同項の規定の適用についても、同様とする。

第九條 新独占禁止法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日(新独占禁止法第十八条の二第二項に規定する調査開始日をいう。以下この条において同じ。))から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第二十条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。))、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定して

いる場合に限る。)、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当するものに限る。))について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定して

いる場合に限る。)、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当するものに限る。))について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。))が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

2 新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第二十条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に規定する違反行為(同号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。))、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。))が、当該違反行為に係る事件につい

ての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

3 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第二十条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に規定する違反行為(同号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。))、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当するものに限る。))について平成二十五年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五

4 新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第二十条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。))について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五

の調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）、について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分）の全部を取り消す場合のものに限る。）を受け

たことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）、について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分）の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件について調査開始日から遡り十年以内、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者について同条の規定の適用についても、同様とする。

第十条 旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、施行日前に、当該法人がその一又は二以上の子会社等（旧独占禁止法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等という。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合における当該子会社等が命じられる課徴金については、なお従前の例による。

第十一条 施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第五号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場

合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において同号に規定する行為をしていない場合に限る。）、における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十二条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものを、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年二月一日法律第七一号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。
- 二 第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七条中第一項の一部を改正する法律附則第十七条の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百五

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定、公布の日

附則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五号第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八号第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第五条、第六条及び第八条の規定、公布の日

附則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。